

	興行のため以外に 利用する場合	専用でテニスに利 用するとき。	1面につき1時間	2,800円
		専用でテニス以外 に利用するとき。	1面につき1回	51,000円
		共同で利用すると き。	1人1回につき半 日	1,200円

別表第3の12の部備考2中「又は球技場」を「、球技場又は屋内テニスコート」に改め、「場合」の右に「（屋内テニスコートにあつては、専用で利用する場合に限る。）」を加え、同部備考5中「によつて」の右に「屋内テニスコート又は」を加える。

（兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例（平成11年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定管理者は、特別な展示をする場合における温室の利用料金の額について、前項の規定による額により難いときは、同項の規定にかかわらず、当該利用料金の額を知事の承認を受けて定めることができる。

（兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、特別に展示している美術品に係る観覧料について、前項に規定する額により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該観覧料の額を展示の内容等に応じて定めることができる。

（兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例（昭和57年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 博物館資料を特別に展示している場合における観覧料は、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。
- 3 教育委員会は、博物館資料を特別に展示している場合における観覧料について、前項に規定する額により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該観覧料の額を展示の内容等に応じて定めることができる。

別表第2大人の項中「1,000」を「2,000」に、「800」を「1,600」に改め、同表学生の項中

「700」を「1,500」に、「500」を「1,200」に改め、同表小人の項中「400」を「1,000」に、「200」を「800」に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 2 博物館資料を特別に展示している場合における観覧料は、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。
- 3 教育委員会は、博物館資料を特別に展示している場合における観覧料について、前項に規定する額により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該観覧料の額を展示の内容等に応じて定めることができる。

第9条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第5条関係)

区 分	特別展示観覧料(1人につき)		備 考
	個 人	団 体	
大 人	円 2,000	円 1,600	1 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。 2 「小人」とは、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 4 県内に住所を有し、又は県内の学校に在学する小人が利用する場合は、無料とする。
学 生	1,500	1,200	
小 人	1,000	800	

(兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例(昭和59年兵庫県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

研 修 室	円 1,300	円 1,700	円 3,000
-------	------------	------------	------------

を

研 修 室	円 1,300	円 1,700	円 3,000
会 議 室	300	300	600

に改める。

(兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例（昭和62年兵庫県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 特別な展示をする場合における第5条に規定する料金の額は、前項の規定にかかわらず、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第22条 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表7の部(1)の款を次のように改める。

(1) 運転免許試験手数料	道路交通法（以下この部において「法」という。）第89条第1項の規定に基づき運転免許試験を受けようとする者	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験を受けようとする場合	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
			法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,000円
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,950円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、8,650円）
	普通自動車免許に係る試験を受けようとする場合	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,100円	
		法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,050円	
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,400円（法第97条第1項	

		第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,400円)
特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験を受けようとする場合	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円)
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験を受けようとする場合	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,050円
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,650円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験を受けようとする場合	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,700円)

		仮運転免許に係る試験を受けようとする場合	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,000円
			法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
			法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,100円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,750円）

別表7の部(1)の2の款中「大型自動車仮運転免許」の右に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「2,550円」を「3,950円」に、「3,650円」を「7,650円」に改め、同部(2)の款中「3,000円」を「3,550円」に改め、同部(3)の款を次のように改める。

(3) 運転免許証交付手数料	法第92条第1項の規定に基づき運転免許証の交付を受けようとする者	第1種運転免許又は第2種運転免許に係る運転免許証の交付を受けようとする場合	2,100円（法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,100円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）
		仮運転免許に係る運転免許証の交付を受けようとする場合	1,200円

別表7の部(4)の款中「3,200円（法第93条の2の規定による記録が行われる場合にあっては、3,650円）」を「3,650円」に改め、同部(5)の款中「2,100円（法第93条の2の規定による記録が行われる場合にあっては、2,550円）」を「2,550円」に改め、同部(6)の款中「2,800円」を「3,350円」に改め、同部(8)の款を次のように改める。

(8) 技能検定員審査手数料	法第99条の2第4項第1号イの規定に基づき技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下この部において「技能検定員審査」という。）を受けようとする者	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする場合	24,700円
		普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする場合	20,500円
		特定第1種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする場合	14,100円
		大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この部において「大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査」という。）を受けようとする場合	22,450円

別表7の部(10)の款を次のように改める。

(10) 教習指導員審査手数料	法第99条の3第4項第1号イの規定に基づき自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下この部において「教習指導員審査」という。）を受けようとする者	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする場合	15,650円
		普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする場合	12,150円
		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする場合	9,500円
		大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この部において「大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査」という。）を受けようとする場合	13,300円

法第108条の2第1項第4号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 2,450円
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 4,200円

別表7の部(2)の款中

法第108条の2第1項第6号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 4,100円
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 1,200円
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 1,350円
法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習を受けようとする場合	講習1時間につき 3,400円

を

法第108条の2第1項第4号に掲げる講習を受けようとする場合	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 4,700円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習を受けようとする場合	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,200円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,100円
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習を受けようとする場合		講習1時間につき 1,350円
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習を受けようとする場合		講習1時間につき 3,150円
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習を受けようとする場合		講習1時間につき 1,200円

に、「講習にあっては」を

「ものである場合にあっては」に、「小型特殊自動車以外」を「小型特殊自動車免許以外」に改め、同部備考2の表を次のように改める。

審査細目	区分	(8)の款に定める額から減ずる額
(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1,350円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	4,600円
(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050円

技能	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	7,950円
(3) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
(4) 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
(5) 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,050円
(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	3,200円
(7) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	2,750円



定する自動車運転代行 業に関する法令につい ての知識		
----------------------------------	--	--

別表7の部備考3及び4を次のように改める。

3 技能検定員審査を受けようとする者が2の表(1)の款及び(2)の款の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、(8)の款の規定にかかわらず、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする場合にあつては同款に定める額から同表(1)の款大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項及び(2)の款大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に3,750円を減じた額とし、普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする場合にあつては(8)の款に定める額から同表(1)の款普通自動車免許に係る技能検定員審査の項及び(2)の款普通自動車免許に係る技能検定員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に950円を減じた額とし、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする場合にあつては(8)の款に定める額から同表(1)の款特定第1種運転免許に係る技能検定員審査の項及び(2)の款特定第1種運転免許に係る技能検定員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に1,050円を減じた額とし、大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査を受けようとする場合にあつては(8)の款に定める額から同表(1)の款大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査の項及び(2)の款大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に3,250円を減じた額とする。

4 技能検定員審査を受けようとする者が2の表(3)の款及び(4)の款の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、(8)の款の規定にかかわらず、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする場合にあつては同款に定める額から同表(3)の款大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項及び(4)の款大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に300円を減じた額とし、普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする場合にあつては(8)の款に定める額から同表(3)の款普通自動車免許に係る技能検定員審査の項及び(4)の款普通自動車免許に係る技能検定員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に300円を減じた額とし、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする場合にあつては(8)の款に定める額から同表(3)の款特定第1種運転免許に係る技能検定員審査の項及び(4)の款特定第1種運転免許に係る技能検定員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に300円を減じた額とする。

別表7の部備考5の表を次のように改める。

審査細目	区 分	(10)の款に定める額から減ずる額
(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	4,800円
(2) 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,000円
(3) 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
(4) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
(5) 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
(6) 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円

識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
(7) 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,750円

別表7の部備考6及び7を次のように改める。

6 教習指導員審査を受けようとする者が5の表(1)の款及び(2)の款の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、(10)の款の規定にかかわらず、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする場合にあつては同款に定める額から同表(1)の款大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項及び(2)の款大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に3,450円を減じた額とし、普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする場合にあつては(10)の款に定める額から同表(1)の款普通自動車免許に係る教習指導員審査の項及び(2)の款普通自動車免許に係る教習指導員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に900円を減じた額とし、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする場合にあつては(10)の款に定める額から同表(1)の款特定第1種運転免許に係る教習指導員審査の項及び(2)の款特定第1種免許に係る教習指導員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に1,100円を減じた額とし、大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査を受けようとする場合にあつては(10)の款に定める額から同表(1)の款大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査の項及び(2)の款大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に2,950円を減じた額とする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が5の表(4)の款及び(5)の款の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、(10)の款の規定にかかわらず、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする場合にあつては同款に定める額から同表(4)の款大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項及び(5)の款大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に

150円を減じた額とし、普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする場合にあっては(10)の款に定める額から同表(4)の款普通自動車免許に係る教習指導員審査の項及び(5)の款普通自動車免許に係る教習指導員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に100円を減じた額とし、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする場合にあっては(10)の款に定める額から同表(4)の款特定第1種運転免許に係る教習指導員審査の項及び(5)の款特定第1種運転免許に係る教習指導員審査の項の右欄に定める額を減じた額から更に50円を減じた額とする。

別表中12の部を13の部とし、11の部の次に次のように加える。

12 探偵業の業務の適正化に関する法律に関する警察手数料

名 称	警察手数料を納めなければならない者		金 額
(1) 届出証明書交付手数料	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この部において「法」という。）	法第4条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする場合	3,600円
	第4条第3項の規定に基づき届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者	法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする場合	1,500円
(2) 届出証明書再交付手数料	法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者		1,000円

（兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第23条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第1号中「9,600円」を「9,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

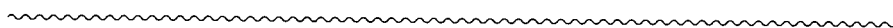
1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例第2条及び別表第4の37の部の改正規定並びに第13条の規定 公布の日

- (2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の21の部の改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日
- (3) 第15条の規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日
- (4) 第22条中警察手数料徴収条例別表7の部の改正規定 平成19年6月2日
- (5) 第22条中警察手数料徴収条例別表中12の部を13の部とし、11の部の次に12の部を加える改正規定 平成19年6月1日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の後期課程に在学している者並びに兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校、兵庫県立農業大学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に在学している者の授業料（兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）の額については、第5条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）、第7条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の総合衛生学院条例」という。）、第9条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第10条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例、第11条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例及び第23条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例（以下「改正後の病院事業条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の後期課程に転学又は編入学をした者（兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。）並びに兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の総合衛生学院条例及び改正後の病院事業条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。
- 4 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第14条に規定する者に対する第22条の規定による改正後の警察手数料徴収条例別表7の部の規定の適用については、同部(2)の款中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第4条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同部(1)の款（法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けようとする場合に係る部分に限る。）中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。



兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第10号

兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「吏員を」を「職員を」に改める。

第17条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第25条第1項各号列記以外の部分中「県民税」を「個人の県民税」に、「市町村」を「市町」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)をされた個人の県民税の納税義務者の数を3,000円に乗じて得た金額

第25条第1項第2号を削り、同項第3号中「市町村」を「市町」に改め、「徴収した」の右に「個人の」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「市町村」を「市町」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「市町村が交付した」を「市町が交付した個人の」に改め、同号を同項第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 第19条の2の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第314条の8第3項の規定により適用される同条第2項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額  
第25条第2項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第3項中「市町村長」を「市町長」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第32条の19中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第46条第2項中「住宅金融公庫、」を削り、「本項」を「この項」に改め、同条第6項中「同法同条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第11項及び第12項中「本項」を「この項」に改める。

第68条中「898円」を「1,074円」に改める。

第179条第1項第1号及び第2号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの  
8,200円

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

附則第9条の3中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第9条の5の次に次の1条を加える。

（個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例）

第9条の6 平成19年度及び平成20年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る第25条第1項第1号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは、「4,000円」とする。

附則第15条中「住宅金融公庫、」を削る。

附則第21条第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第24条第2項中「附則第22条第1項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で法附則第32条第3項の総務省令で定めるもの」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同条第11項中「第8項に」を「第9項に」に、「第9項に」を「第10項に」に、「第8項又は第9項」を「第9項又は第10項」に、「次の各号に掲げる期間内」を「平成21年3月31日」に、「平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間」を「平成20年3月31日」に、「当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「100分の1.2」に、「100分の2を」とし、第8項各号又は第9項各号の規定は、適用しないを「100分の2」とするに改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第3項、第5項、第6項」を「から第4項まで、第6項、第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「平成10年10月1日」を「平成17年10月1日」に、「第3項、第5項、第6項」を「から第4項まで、第6項、第7項」に、「次の各号に掲げる期間内」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間」に、「当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「100分の1.2を」に改め、同項各号を削り、同項を同条第10項とし、同条第8項中「平成10年10月1日」を「平成17年10月1日」に改め、「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項、次項及び第10項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車その他の同条の規定に基づく」を削り、「同法」を「特別措置法」に、「第3項、第5項又は第6項」を「から第4項まで、第6項又は第7項」に、「附則第32条第9項」を「附則第32条第10項」に、「次の各号に掲げる期間内」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間」に、「当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「100分の1.2を」に改め、同項各号を削り、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「から第4項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第22条第3項に規定するエネルギー消費効率（次項及び第

10項において「エネルギー消費効率」という。)が同条第3項に規定する」を「エネルギー消費効率が」に改め、「(次項及び第10項において「基準エネルギー消費効率」という。)」を削り、「排出量が同条第3項」を「排出量が附則第22条第3項」に、「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車(内燃機関)に、「(以下この項において「特定自動車」という)を「をいう。以下この項において同じ」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車バス、トラックその他の法附則第32条第5項の総務省令で定めるものである場合にあつては100分の2.7を、当該特定自動車乗用車その他の同項の総務省令で定めるものである場合にあつては100分の1.8(当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の2)」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第32条第5項第1号の総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第5項第1号イの総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ 附則第22条第3項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第32条第5項第2号の総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第5項第2号イの総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第24条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第32条第4項の総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第157条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの